

警報発令に伴う措置

大阪市・泉州地区・南河内地区のいずれかに警報が発令された場合の措置は以下の通りとする。

1. 対象となる警報は、暴風警報または大雨特別警報とする。
2. 午前7時以前に警報が解除された場合 →→→ 平常通りの授業
3. 午前7時以降も警報が発令されている場合 →→→ 自宅待機
 - ①午前 8時までに解除された場合 →3 限時より授業
 - ②午前 9時までに解除された場合 →4 限時より授業
 - ③午前10時までに解除された場合 →5 限時より授業
4. 午前10時現在警報発令中の場合 →→→ 臨時休校
5. 警報が発令されていない場合でも、居住地域および通学経路の状況に応じた判断をすること。
危険と判断して登校を見合わせた結果、欠席・遅刻となる場合には担任に申し出ること。この取り扱いについては後日検討する。
6. 警報当日は、本校のホームページ等を活用して状況を把握すること。